

第 27 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会

開催記録

1 開催概要

- 日時：令和 5 年 2 月 1 日（水）10：00 ～ 12：15
- 場所：JR 東日本 品川開発プロジェクトセンター 2階会議室
- 出席者：

表 出席者一覧

委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・谷川 章雄氏（早稲田大学 人間科学学術院 教授）
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・小野田 滋氏（鉄道総合技術研究所 アドバイザー） ・古関 潤一氏（東京大学 社会基盤学専攻 教授）
オブザーバー	<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁文化財第二課 史跡部門 ・文化庁文化財第二課 埋蔵文化財部門 ・港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課 ・港区街づくり支援部 ・東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課 ・東京都 建設局 道路建設部 鉄道関連事業課 ・東京都 交通局 建設工事部 計画改良課 ・独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 ・独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 基盤整備計画部 ・鉄道博物館 学芸部 ・東日本旅客鉄道株式会社 構造技術センター ・東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模開発部門 ・京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 建設部 ・京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部 品川開発推進部
事務局 京浜急行電鉄(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 建設部
サポート	<ul style="list-style-type: none"> ・パシフィックコンサルタンツ株式会社

■ 当日配布資料

1) 部会②

- ・ 次第
- ・ 資料 1：第 26 回委員会（1/11）部会②議事録案
- ・ 資料 2：調査の進捗について
- ・ 資料 3：京急連立事業（3 工区）に係る埋蔵文化財の保護措置について
- ・ 資料 4：駅街区南棟建設に係る先行山留の保護措置について

2 議事要旨

2.1 部会②

(1) 開会

- ここからは事務局を京急に交代し、部会②を進める。(事務局)

(2) 第 26 回委員会 (1/11) 部会②の議事録確認

- 本委員会終了までに指摘がなければ、この議事録を確定とする。(委員長)

(3) 調査の進捗について

- トレンチ A の部分は硬質粘土層が検出されなかったが自然堆積層は上に被っていたため、もともと硬質粘土層が谷のような地形だったのではないかと推察する。これは地質や地理の専門家に意見を聞いてみたいと思う。(委員長)
- トレンチ A で投げ込まれたような状態の石が検出されたが、これは埋め立ての段階で投げ込まれたもので遺構ではないと判断する。一部の石に付着している接着剤は明治初期の石灰コンクリートではないかと考えている。(委員長)
- ボーリング調査については資料 2-4 にある⑭と⑮から黒色砂層が検出されたことからおそらく波打ち際の部分だったのだろうと考えられる。(委員長)
- 今回の調査結果を踏まえて、工事については着工可能であるという行政判断であった。(委員長)
- 資料 2-2 でボーリング調査を大量に行っているので、推定地盤断面図を作成してもらえると有効利用できる。(古関委員)
← 了解した。(港区)
- 資料 2-2 の凡例にある 1 行目の GL のカッコ内は前回提示資料「+2.3m」ではなく「+2.5m」の誤記ではないか。(委員長)
← その通りであり、修正する。(港区)

(4) 京急連立事業 (3 工区) に係る埋蔵文化財の保護措置について

- 保護措置 (1) について、結果より本日をもって基礎杭打設の着工可能と判断してよいか。(京急)
← 先ほどの説明の通り、委員会として打設を可とする。(委員長)
- 盛土及び埋立土のみと判断された場合には、現場での判断で着工として良いと思ってい

る。ただし、何かが発見された場合は委員会で確認する。行政はどう思うか。(委員長)
→現場で港区、教育庁及び本委員会による確認ができれば問題ない。(都教育)

- 他に意見がなければ本保護措置を承認したものとする。(委員長)
- 3工区も1工区と同様に杭の打設を可とするかそうかの判断であったが、大型の基礎杭や地中梁については本調査とする。(委員長)
- 保護措置の基準は3工区及び1工区共通のもので進める。(委員長)
- 多くのトレンチを開けることになるが、開けた場所から打設の可否を判断することはできない可能性があるため、時間的な余裕をもってきちんと調査の評価ができるように順番やスケジュールを考えてもらいたい。(委員長)
- 図中のdとは何か。(小野田委員)
← 資料4の中央に示すが、暗渠を作っていたのではないかと考え、鋤取りを行った箇所である。結果としては何も検出されなかった。(都教育)
- 年代不詳の図の出所はどこか。(小野田委員)
← 東京都の公文書館である。(港区)

(5) 駅街区南棟建設に係る先行山留の保護措置について

- この部分の掘削は狭いが長さがあるので、5mごとにボーリング調査を実施して遺構を確認するというようにした。(委員長)
- 石垣や土留めなどが検出された場合は、保護措置を改めて協議する必要がある。(委員長)
- ボーリング調査は準備を進めており、結果を行政と調整したい。南棟工事では別の山留の施工も控えており、改めて相談したい。(京急)
- 特に意見がなければ、本保護措置について了承とする。(委員長)

(6) その他

- (都教育鈴木氏)
← 1~4街区の発掘調査報告書の作成に向けて、ご意見を頂きたい。(港区)

(7) 閉会

- 次回委員会は3月1日(水)10時00分よりTKPガーデンシティプレミアム品川にて開催を予定する。本日はこれで閉会とする。(事務局)

3 議事録

3.1 部会②

(1) 開会

(事務局) ここからは事務局を京急に交代し、第 27 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会部会②を開会する。

(事務局) 進行を谷川委員長にお願いする。

(2) 第 26 回委員会 (1/11) 部会②の議事録確認

(委員長) 前回の部会②の議事録について修正等の指摘はあるか。

(委員長) 何か修正があれば本委員会が終了するまでに指摘していただきたい。なければこれで議事録を確定する。

(3) 調査の進捗について

(委員長) 資料を説明していただきたい。

(港区) 資料 2 説明。資料 2 について、今回は⑧及び④のボーリング調査成果となる。資料 2-2 について④のボーリング調査の結果概要である。資料中の GL=T.P.+2.3m である。前回確認されていた海側の砂層は、このあたりまで確認されていた。⑫、⑬については粘土層のみだった。地中梁が入る箇所でもあるので、後の調査でさらに確認したい。資料 2-3 について⑧の試掘結果である。部分的につぼ掘りも行ったが硬質粘土層を確認することができなかった。石はいくつか確認されたので 2 枚目に発見された状況を記録したものを提示する。規則性があるものではなかったという結論とした。石と石が接する所に接着剤のようなもの確認した。成分等は調べられたらよいと思っている。3 枚目は断面図である。黄色の破線を境目に土層が変わることがわかるが、石は黄色の破線と赤色の実線の交差する箇所である。硬質粘土層が確認されなかったのも元々この部分が谷地形の様な箇所、硬質粘土層はもっと下位にあるのではないかと考えている。資料 2-4 にまとめを示す。海浜部の砂層が出ている箇所と、粘土層の身の箇所を色分けしておおよその範囲を整理した。硬質粘土層の上に堆積している砂層の上に更に埋め土があることを確認したので、旧品川停車場を埋め立てて構築したことが確認された。今後は、旧地形を確認すること、陸地化の方法(盛り切り)、土地利用の変遷と関連する遺構の有無等を課題として設定し、注意深く調査を進めていきたい。

(委員長) 本日会議前に南横仕切堤の南面の土留めの残存状況と、北側のトレン

- チ部分を見ていただいた。先ほどの報告にあったトレンチ A の部分について、硬質粘土層が出てこなかったが、自然堆積層は上に被っていた。従ってもともと硬質粘土層が谷のような地形だったのではないかと推察している。これは地質や地理の専門家のご意見を聞いてみたいと思っている。トレンチ A については石が投げ込まれたような状態が出てきた。これは埋め立ての段階で投げ込まれたもので、遺構ではないと判断している。一部の石に付着している接着剤については石灰コンクリートではないかと考えている。明治初期のものではないかと思われる。従って水溜の底の部分に遺構がなかったということである。
- (委員長) ボーリング調査については、資料 2-4 の⑭と⑮のところから黒色砂層が出てきたことから、おそらくは波打ち際の部分だったのだろうと考えられる。これらの調査結果を踏まえて着工可能であるという行政の判断であった。
- (古関委員) 資料 2-2 でボーリング調査を大量に行っているため、資料 2-4 で推定地盤断面図を作成してもらえると有効利用になる。
- (港区) 承知した。
- (港区) 試掘坑 A と調査⑧が同意なので、公開時は調査⑧で統一する。
- (委員長) 資料 2-2 の凡例の 1 行目の GL の、カッコ内は前回提示資料「+2.3 m」ではなく「+2.5m」の、誤記ではないか。
- (港区) その通りである。修正する。
- (委員長) 特に意見がなければ、次の議題に進める。

(4) 京急連立事業 (3 工区) に係る埋蔵文化財の保護措置について

- (委員長) 資料を説明していただきたい。
- (都教育) 資料 3 説明。資料 3 の図の左側が南横仕切堤の想定範囲、右側がハツ山下となる。想定される埋蔵文化財は旧品川停車場に係る諸施設、水溜であり、遺構は建物基礎、水溜護岸、旧品川停車場の整地層及び盛土層となる。工事内容は、作業構台①②について影響範囲最大径 1400mm となる杭を 36 本、仮設構台の支持杭で径 1200mm を最大とする鋼管を杭間 800mm 程度で 318 本設置、本設においては基礎杭径最大 3000mm を 20 本打設し、地中梁を配置するものである。作業構台及び仮設構台の杭は最終的に撤去するものである。これらに対する保護措置の考え方を説明する。作業構台①のトレンチ a、港区資料の調査⑧について、水溜に伴う遺構がないと判断された箇所であり、先程の議題の結論から基礎杭の打設は可とする。作業構台②及び構台支持杭については、トレンチ b 及びトレンチ c1、c2 で試掘調査を実施し、石垣や土留などが検出された場合は現地保存を前提とした保護措置を協議させて頂く。盛土のみの検出となった場合は、堆積状況を記録した上で打設を可とする。トレンチ c 以南の構台支持杭につ

いては、トレンチ e1 で試掘調査を実施し、遺構の有無を確認する。またトレンチ e2、e3 で鋤取り調査を実施して整地層の範囲を把握する。トレンチ f 及び h の試掘調査で整地層及び盛土層のみと判断された場合、トレンチ e1～3 で鋤取り調査による整地層範囲の確認を実施した後、トレンチ c 以南からトレンチ h まで構台支持杭打設を可とする。令和 8 年度以降に本調査を予定している高架橋地中梁は整地層及び盛土層の東西及び南北方向の平面的な堆積状況を把握する。この部分の基礎杭に対する保護措置は、先行する試掘調査結果を踏まえて調査方法を検討する。

- (京急) 保護措置(1)について、結果より本日をもって基礎杭打設の着工可能と判断してよいか。
- (委員長) 先程の説明の通り、委員会として打設を可とする。
- (委員長) 盛土及び埋立土のみと判断された場合には、現場の判断で着工して良いと思っている。一方、何か検出された場合は、委員会でしっかりと確認する。行政としてはどうか。
- (都教育) 現場で港区、教育庁及び本委員会による確認ができれば、特段問題ないと思われる。
- (委員長) では他に意見がなければ承認いただいたものとし、その方向で進める。
- (委員長) 3 工区も 1 工区と同様に杭の打設を可とするかどうかの判断であるが、大型の基礎杭や地中梁については、本調査とする。保護措置の基準は、両工区で共通のものとして進めていきたい。多くのトレンチを開けることになるので、順番を考慮してもらいたい。開けたところから打設の可否を判断するということはできない可能性がある。きちんと評価ができるような順番、調査した結果での判断ができるよう、時間的な余裕をもったスケジュールを考えていただきたい。
- (小野田委員) 図中の d は何か。
- (都教育) 資料 4 の中央部に示す、暗渠を作っていたのではないかと考えられる位置である。鋤取りを行ったが結果としては検出されなかった。
- (小野田委員) 年代不詳の図の出どころはどこか。
- (港区) 東京都の公文書館のものである。
- (委員長) 特に意見がなければ、次の議題に進める。

(5) 駅街区南棟建設に係る先行山留の保護措置について

- (委員長) 資料を説明していただきたい。
- (都教育) 資料 4 説明。山留壁の範囲については、地歴調査より明治 29 年には埋め立てが行われていた場所である。工事内容は先行山留の箇所であり径 550mm 深さ 9.5m の SMW の造成、溝形防護の後、幅 1200mm 深さ 22m まで掘削してコンクリートを打設して山留を造成する。仮階段とエレベーターの設置に先行して施工する必要がある。保護措置

としては試掘調査の一環として径 65mm のコアサンプルを採取するために、116mm のボーリング調査を 5m おき、深さ TP-2.0m まで実施する。ボーリングにおいて何かを検出された場合は調査を中止し保護措置について協議を行っていく。施工時は港区教育委員会の立ち会いを求める。

(委員長) この部分の掘削は狭い部分であるが長さがあるので、5m ごとにボーリング調査を実施して、遺構を確認するということにした。一方、石垣や土留めなどが検出された場合は、保護措置について改めて協議する必要があると考える。

(京急) 保護措置の検討、御礼を申し上げます。ボーリング調査は準備を進めている。結果をもって行政とも調整させてもらいたい。今後南棟工事については別の山留の施工時期なども控えているので、改めて相談をさせていただきたい。

(委員長) 特に意見がなければ、保護措置について了承したということとする。

(6) その他

(委員長) 他に何かあるか。

(港区) 1～4 街区は記録保存調査を終えているので、発掘報告書の作成に向けて、ご意見を頂きたい。

(委員長) 本日の委員会を終了する。事務局にお返しする。

(7) 閉会

(事務局) 次回委員会は、3月1日(水)10時00分より、開催予定である。会場は TKP ガーデンシティプレミアム品川を予定する。本日はお忙しい中貴重なご意見をありがとうございました。閉会とする。

以上